平成２４年（フ）第１３５号
秋田市山王７丁目12番７号
債務者　佐々木幸子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３６号
秋田市山王７丁目12番７号
債務者　佐々木雪子（旧姓遠山）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４０号
秋田市広面字蓮沼32番地５　アーバンハウス蓮沼１－Ｂ
債務者　佐々木一成
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４号
秋田県山本郡三種町大口字地蔵脇198番地
債務者　牧野　栄一
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第６３号
福島市上鳥渡字しのぶ台83番地の11、従前の住所栃木県鹿沼市北半田1310番地４
債務者　吉田修次朗
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２１号
福島県東白川郡矢祭町東舘下上野内39―１コーポ藤豊11号、住民票上の住所大阪府東大阪市荒川３丁目12番12号
債務者　矢部　新也
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
福島県いわき市好間町小谷作字ヲミカト68番地の１　県営住宅７－３
債務者　渡辺　悦美
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第３５号
茨城県鹿嶋市大字和500番地イ
債務者　箕輪　正志
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第４７２号
千葉市若葉区西都賀２丁目23番18―305号
債務者　片野久美子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４８３号
千葉県船橋市高根台６丁目８番７号　ジュネパレス船橋第21―201号
債務者　佐藤真理子（旧姓平間）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４９１号
千葉県船橋市鈴身町105番地15
債務者　矢橋三代子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４９７号
千葉市若葉区千城台北２丁目19番５棟401号
債務者　菊池　洋子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５１６号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番３棟106号
債務者　荒井　成子（旧姓植草）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５４１号
千葉市若葉区千城台南４丁目２番１号　アーバン・ヒルズ21―601号
債務者　戸田　史郎
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５５６号
千葉市中央区東千葉２丁目６番１―119号
債務者　秋庭文義こと　李　　文義
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５６８号
千葉県市原市辰巳台東３丁目18番地10　横尾ビル303
債務者　山口　桂子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９２号
長野県安曇野市三郷温6060番地１　コーポエルム101号
債務者　石橋　大作
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
長野地方裁判所松本支部